

謄
本

一般社団法人赤煉瓦俱楽部半田 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人赤煉瓦俱楽部半田と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人の主たる事務所を愛知県半田市青山五丁目2番地の14に置く。

(目的)

第3条 当法人は、貴重な旧カブトビール工場の半田赤レンガ建物及び明治の旺盛な起業家精神を顕彰するとともに、後世に引き継ぎ、それを活かしたまちづくりに関する事業を行うとともに、赤煉瓦に関するネットワークと連携し、赤煉瓦を活かしたまちづくりを支援する活動を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 半田赤レンガ建物などの保存、管理、活用に関する活動
2. 半田赤レンガ建物並びにカブトビールに関する調査研究事業
3. 半田赤レンガ建物並びにカブトビールに関する情報発信事業
4. 半田赤レンガ建物並びにカブトビールに関するイベントの企画開催事業
5. 半田赤レンガ建物を活かしたまちづくり活動に対する支援事業
6. その他本法人の目的を達成するために必要な事業

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第6条 当法人には、社員総会及び理事のほか、理事会及び監事を置く。

第2章 会員及び社員

(種別)

第7条 当法人の会員は、次のとおり、正会員、ボランティア会員とし、そのうち正会員をもつて、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。



- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人、法人、団体。
但し、団体とは構成員が10名以上の団体をいう。
- (2) ボランティア会員 当法人の目的・活動に理解を持ち、ボランティアとして参加するために入会した個人、団体。

(入会)

第8条 当法人の会員となるには、所定の入会申込書により入会の申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第9条 当法人の会員は、一般法人法第27条に規定する経費として、次の入会金及び年会費を納入しなければならない。

- (1) 入会金 1,000円
- (2) 年会費 (a) 個人 2,000円
(b) 法人・団体 10,000円
- (3) ボランティア会員は上記にかかわらず会費は無料とする。

(社員名簿)

第10条 当法人は、一般法人法第31条所定の社員名簿として、社員の名称又は氏名及び住所を記載した社員名簿を作成し、主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人が社員に対してする通知又は催告は、社員名簿に記載した当該社員の住所（当該社員が別に通知又は催告を受ける場所を当法人に連絡した場合にあっては、その場所）に宛てて発すれば足りるものとする。

(退会)

第11条 会員は、理事会に対し所定の退会届を提出してから1ヶ月を経過したとき退会することができる。

ただし、やむを得ない事由があるときは、退会届を提出して、直ちに退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。



(社員資格の喪失)

第13条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第9条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第3章 社員総会

(社員総会)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

- 2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。理事長に事故又は支障のあるときは、予め理事会において定めた順序に従い、その他の理事が招集する。
- 3 社員総会の招集通知は、会日の1週間前までに、書面でしなければならない。
- 4 社員総会は、法令の定めのある場合を除き、社員全員の同意があるときは、招集手続きを経ることなく開催することができる。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(議長)

第16条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

理事長に事故又は支障のあるときは、予め理事会において定めた順序に従い、他の理事が議長となる。

(決議の方法等)

第17条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の



過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 社員は、各1個の議決権を有する。
- 3 ボランティア会員は、社員総会に出席して意見を述べることができる。

(議決権の代理行使)

第18条 社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。

ただし、この場合は、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第4章 役員等

(役員の設置等)

第20条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上
- (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって当法人の理事長とする。
また、2名を副理事長とすることができる。
- 3 以上のほか、理事以外のものから、顧問を置くことができる。

(選任等)

第21条 当法人の理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 監事は理事を兼ねることができないものとする。
- 4 顧問の選任及び解任は理事長が行うものとする。

(理事等の職務権限)

第22条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐する。
- 3 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。
- 4 顧問は、当法人の目的を遂行する上で必要と認めた有識者及び支援者で、人数の制約はないものとする。



(任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠又は増員として選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなる時は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その権利義務を有する。

(解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬)

第25条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、報酬等として支給することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず理事及び監事には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

第5章 理 事 会

(理事会の構成)

第26条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 事業年度計画及び予算案の策定、理事候補者の選定、顧問の推薦
- (2) 当法人の業務執行の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 理事長、副理事長の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集し、議長となる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故又は支障があるときは、予め理事会において定



めた順序に従い他の理事が理事会を招集し、議長となる。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第6章 部会及び分科会

(部会及び分科会)

第31条 当法人の事業を推進するため必要があるときは、目的活動を異にする部会を設置し、また、部会の中に分科会を設置することができる。

2 部会及び分科会の任務、構成及び各運営に必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

第7章 事務局

(設置等)

第32条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長、会計その他の運営スタッフを置く。
3 運営スタッフは、理事長が任免する。

第8章 計算

(事業年度)

第33条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第34条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第35条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細
ただし、当法人の剩余金が出た場合の分配は行わない。

(計算書類等の備置き)

第36条 当法人は、前条記載の書類のほか、監事作成の監査報告書を、定時社員総会の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 当法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 社員が欠けたとき
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 裁判所の解散命令

(残余財産の帰属)

第39条 当法人が、解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 附 則

(最初の事業年度)

第40条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第41条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員

- 1 住所 愛知県半田市青山五丁目2番地の14
氏名 馬場信雄
- 2 住所 愛知県半田市桐ヶ丘二丁目202番地の1
氏名 永田創一
- 3 住所 愛知県半田市土井山町一丁目209番地の20
氏名 宮原一明

(設立時役員等)

第42条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりである。

- 設立時理事 馬場信雄
設立時理事 永田創一
設立時理事 宮原一明
設立時理事 小林至
設立時理事 植原肇
設立時理事 平岡和廣
設立時理事 左右木星志
設立時理事 出口久浩
設立時代表理事 馬場信雄
設立時監事 羽田哲也
設立時監事 竹内進

(定款に定めない事項)

第43条 この定款に定めない事項は、全て一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人赤煉瓦俱楽部半田を設立するため、この定款を作成し、設立時社員がこれに記名押印する。

平成26年11月23日

設立時社員 馬場信雄



設立時社員 永田創一



設立時社員 宮原一明



(定款)

平成 26 年 登簿第 275 号

認 証

本定款の設立時社員 馬場 信雄 外2名の代理人
人榎原通夫は、被代理人全員が本定款における
各自の記名押印をそれぞれ自認した旨を本職の面前で
陳述した。

よって認証する。

平成 26 年 11 月 25 日下記の本職役場において
愛知県半田市宮路町 273 番地
名古屋法務局所属

公 証 人 和 田 秀 明



公 証 人 役 場

(定款)

この謄本は、平成26年11月25日下記の本職役場において本職が保存する定款に基づき作成した。

愛知県半田市宮路町273番地

名古屋法務局所属

公証人

和田秀明



公証人役場